

須坂市農業委員会 令和7年3月総会 議事録

- 1 招集 令和7年3月28日(金) 午後3時
- 2 開会 令和7年3月28日(金) 午後3時
- 3 閉会 令和7年3月28日(金) 午後4時5分
- 4 場所 須坂市役所 議会第4委員会室

5 出席した農業委員 (14人)

出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦	〃	7番	春原 博	〃	16番	竹前清孝
農業委員	1番	返町俊昭	〃	8番	原千賀子	〃	17番	丸山雅之
〃	2番	後藤文夫	〃	9番	小林 昇	〃	18番	吉田幸夫
〃	3番	湯本か代子	〃	10番	吉池寿一	〃	19番	小林郁雄
〃	4番	黒岩基之	〃	11番	勝山修一	〃	20番	増田光輝
〃	5番	山岸幸子	〃	12番	目黒孔一	〃	21番	市川和志

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第42号 農地法第3条第1項の規定による競売農地の買受適格証明に対する決定について

議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 長野寛

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 関野勝仁 農林課主任主事 小池祐希

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会3月総会を開会いたします。

農業委員総数14人中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長 農振除外の意見聴取会でお疲れのところ引き続いての総会となりますが、本日の総会は令和6年度最後の総会となりますので、議事がスムーズに進行しますようご

協力をお願いします。

議長

3月提出分の5議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、13番中村豊彦委員、1番返町俊昭委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第41号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数11件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の推進委員さんで補足説明がございましたらお願いします。

議長

ないようですので、農業委員さんでございませうか。

ないようですのでこれより質疑意見に入ります。

議長

推進委員さんで質疑意見はございませうか。

ないようですので、農業委員さんでないかございませうか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第41号の11件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第41号の11件については許可と決定しました。

議長

次に、議案第42号「農地法第3条第1項の規定による競売農地の買受適格証明に対する決定について」申請件数1件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案説明の前に買受適格証明について簡単にご説明いたします。買受適格証明とは、農地の競売・公売に際して入札参加者が裁判所等に提出するものですが、落札後、改めて農地法に基づく許可申請をすることになりますので落札者が許可を受ける見込みがあるかどうかについて、証明が必要となります。農地を農地として落札後も利用していくのであれば3条の買受適格証明、農地を転用する予定であれば5条の買受適格証明となります。今回は3条の買受適格証明ですので落札後は3条所有権移転の申請が提出されます。それでは説明に入ります。

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の推進委員さんで補足説明がございましたらお願いします。

議長

ないようですので、農業委員さんでございませうか。

ないようですのでこれより質疑意見に入ります。

議長

推進委員さんで質疑意見はございませうか。

ないようですので、農業委員さんで何かございませうか。

1番

元の所有者のことは承知していますが、入札参加者のことは全く知りません。

その中で許可の見込みの有無を問われてもわからないというのが現状です。

事務局

かつては下限面積があつてそれで判断ができましたが、今は全部効率と常時従事要件さえ整えば農地の所有は可能で、営農計画どおり耕作するということであれば証明をしないということはいけません。落札後に改めて3条申請をします。そこでご判断いただければと思います。

議長

ほかにないようでありますので、採決いたします。

議案第42号の1件について証明可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第42号の1件については証明可と決定しました。

議長

次に議案第43号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定に

について」申請件数 1 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

議長 ないようですので、農業委員さんで補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようですので、農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、採決を行います。議案第 43 号の 1 件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 43 号の 1 件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 1 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

ないようですので、農業委員さんで補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようですので、農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、採決を行います。議案第 44 号の 1 件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 44 号の 1 件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 45 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 113 件を議題といたします。

最初に、No. 1 と No. 2 の 2 件について、審議いたします。

なお、この案件につきましては須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、2 番後藤文夫 委員の退席をお願いします。議決後は、着席を認めます。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようですので、これより採決いたします。

No. 1 と No. 2 の 2 件について決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって No. 1 と No. 2 の 2 件については、決定とすることに決しました。

それでは後藤委員の着席を認めます。

議長 次に、No. 3 と No. 4 の 2 件について、審議いたします。

なお、この案件につきましては須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、13 番中村豊彦委員の退席をお願いします。議決後は、着席を認めます。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
 議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。
 議長 ないようですので、これより採決いたします。
 No. 3 と No. 4 の 2 件について決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
 (賛成者挙手)
 議長 挙手全員であります。よって No. 3 と No. 4 の 2 件については、決定とすることに決しました。
 それでは中村委員の着席を認めます。
 議長 次に、No. 5 から No. 26 の 22 件について、審議いたします。
 事務局の説明を願います。
 説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)
 議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。
 ほかにはないようですので、農業委員さんで何かありますか。
 議長 ないようですので質疑意見に入ります。
 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
 議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。
 議長 ないようでありますので、採決いたします。
 No. 5 から No. 26 の 22 件について決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
 (賛成者挙手)
 議長 挙手全員であります。よって No. 5 から No. 26 の 22 件については、決定とすることに決しました。
 議長 次に、No. 27 から No. 57 の 31 件について審議いたします。
 事務局の説明を願います。
 説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)
 議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。
 議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。
 議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
 議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。
 議長 ないようでありますので、採決いたします。
 No. 27 から No. 57 の 31 件について決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
 (賛成者挙手)
 議長 挙手全員であります。よって、No. 27 から No. 57 の 31 件については決定とすることに決しました。
 議長 次に、No. 58 から No. 90 の 33 件について審議いたします。
 事務局の説明を願います。
 説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)
 議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。
 議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。
 議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
 議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。
 議長 ないようでありますので、採決いたします。
 No. 58 から No. 90 の 33 件について決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
 (賛成者挙手)
 議長 挙手全員であります。よって、No. 58 から No. 90 の 33 件については決定とすることに決しました。
 議長 次に、No. 91 と No. 92 の 2 件について、審議いたします。
 なお、この案件につきましては須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、
 2 番後藤文夫 委員の退席をお願いします。議決後は、着席を認めます。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようですので、これより採決いたします。

No.91 と No.92 の 2 件について決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって No.91 と No.92 の 2 件については、決定とすることに決しました。

議長 それでは後藤委員の着席を認めます。

議長 次に、No.93 から No.113 の 21 件について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いします。

ほかにないようですので、農業委員さんで何かありますか。

議長 ないようですので質疑意見に入ります。

議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

No.93 から No.113 の 21 件について決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって No.93 から No.113 の 21 件については、決定とすることに決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。

報告第 24 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 1 件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件についてご質問はありますか。

議長 ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、3 月総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 28 日

議 長

署名委員

署名委員